

令和3年6月7日

業務名 【整理番号 14】市町村橋梁点検委託業務（帯広地域その1）

質問

- ・橋梁点検車運転費の賃貸期間について
単価内訳書（上士幌町 単-18号、新得町 単-19号、芽室町 単-16号）の「橋梁点検車賃料」条件欄で、賃貸期間1ヶ月以上の割引賃料で積算とされていますが、3町合計の使用期間は27日となっておりますので、賃貸期間1ヶ月未満の単価を使用するのではないのでしょうか。

回答

- ・橋梁点検車賃貸期間は、 $27日 \times 1.4 = 37.8日$ で計上されています。よって、賃貸期間1ヶ月以上の割引賃料となります。

業務名 【整理番号 15】市町村橋梁点検委託業務（帯広地域その2）

質問

- ・橋梁点検車運転費について
単価内訳書（清水町 単-18号、浦幌町 単-17号）の積算単位が22日当りとなっておりますが、「橋梁点検車賃料」の計上日数が19.4日となっております。
積算基準では、「橋梁点検車賃料」は1日当り、1.4日計上することになっておりますので、22日当りであれば30.8日（ 22×1.4 ）を計上するのではないのでしょうか。

回答

- ・積算単位22日当りの賃料計上日数は、30.8日となります。
また、橋梁点検車賃料が賃貸期間1ヶ月未満の単価を使用していましたが、賃貸期間1ヶ月以上の単価となるため、単価内訳書（清水町 単-18号、浦幌町 単-17号）を訂正します。

以上